

大野城市国際交流協会ボランティア登録及び
ボランティア派遣等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、幅広い国際交流活動を促進するとともに、多文化共生社会の実現のためにボランティアを募ることとし、その基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ボランティアの種類)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通訳ボランティア 外国人との交流事業等を開催する場合、または在住外国人に対する言語での支援を必要とする場合において、通訳業務に従事する者をいう。
- (2) 翻訳ボランティア 手紙やパンフレット等の文書を外国語から日本語に、または日本語から外国語に翻訳する者をいう。
- (3) ホームステイ・ホストファミリー 日本の文化や日常生活の体験を目的にホームステイを希望する外国からの訪問者や留学生等を受け入れる者をいう。
- (4) ホームビジット・ホストファミリー 日本の文化や日常生活の体験を目的にホームビジットを希望する外国からの訪問者や留学生等を受け入れる者をいう。

(活動の内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、次の各号に掲げる事項を原則とする。

- (1) 大野城市国際交流協会（以下、「当協会」という。）が主催、共催、後援又は関与する国際交流や在住外国人の生活支援に関わる活動。
- (2) 大野城市をはじめとする公的機関が実施する事業に関わる活動。
- (3) 民間団体の交流事業に関わる活動。
- (4) その他個人が支援を必要とする事項に関わる活動。

(登録の方法)

第4条 登録を希望する者は、所定のボランティア登録申請書により当協会に対し申請を行うものとする。

(登録の条件)

第5条 登録者は、当協会が不定期に開催する当該ボランティア登録に関する研修会や説明会等に必ず参加しなければならない。

第6条 登録者は、住所・連絡先等の登録事項に変更が生じた場合、当協会に速やかに変更事項を届け出なければならない。

(活動期間)

第7条 活動期間は原則として申請日又は更新日の当該年度末日までとする。

(登録の更新)

第8条 登録の更新は毎年行うものとし、全登録者に対し確認を行う。

(登録の取消)

第9条 登録の取消を行う場合は、当協会にその旨を届け出なければならない。

2 当協会は、登録者が次の各号の事項に該当すると認めた場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者から取消の申し入れがあったとき。
- (2) 当協会からの連絡に長期間応答が無いとき。
- (3) その他登録者として、当協会が不適格と認められるとき。

(情報登録の目的外使用の禁止)

第10条 当協会は、ボランティア登録及び活動を通して入手した情報を、登録者本人の承諾なしに本制度の運用以外の目的に使用しないものとする。

(協力依頼)

第11条 ボランティアの紹介を希望する者は、会長に協力依頼書を提出して申し込むものとする。

2 ボランティアによるサービスの提供に対し、報償金等が支給される場合は、原則として当協会が受給者となり、登録者が受給してはならない。

3 当協会が紹介した場合において、ボランティア活動中に依頼者または相手方に万が一不利益や損害が生じたとしても、当協会及び登録者は一切の責任を負わない。

4 協力依頼について、次の各号のいずれかに該当する事業または活動に対しては、協力しないこととする。

- (1) 特定の政党の利害に関する事業又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する事業または活動。
- (2) 特定の宗教を支持する事業又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する事業または活動。
- (3) 法令等に違反又は抵触すると認められる事業または活動。
- (4) 反社会的行為を行う又は行うおそれがある者が主催又は共催する事業または活動。
- (5) その他協力することが不相当と認められる事業または活動。

(登録者への協力依頼及び紹介)

第12条 前条により協力依頼があった場合は、当協会は依頼者に対しボランティア登録者の紹介のみを行うこととする。また、依頼書に記述の無い活動について、追加して依頼を行う場合は、依頼者と登録者の合意によって決定することとし、これによる事故の発生については、当協会は一切の責任を負わない。

(活動報告)

第13条 登録者は、ボランティア活動後、所定の報告書を会長に速やかに提出しなければならない。

(報酬及び経費負担)

第 14 条 ボランティアに対する報酬及び経費負担については、次の各号に掲げる事項を原則とする。

(1) 通訳ボランティア、翻訳ボランティア

ア 登録者は原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

イ 当協会は原則として登録者のボランティア活動に係る経費を負担しない。

ただし、活動の場所が市外地等の理由により、旅費の支給が必要と認められる場合は、実費金額もしくは 2,500 円を上限とした費用弁償を支給することができる。

(2) ホームステイ・ホストファミリー、ホームビジット・ホストファミリー

ア 登録者は原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。

イ 当協会は原則として登録者のボランティア活動に係る経費を負担しない。

(その他)

第 15 条 この規定に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 20 日から施行する。